

科目名(英文名)	ナンバリング	単位数	年次	期間	担当者
特許法・実用新案法特論 I [MR] (Advanced Study of Patent Law and Utility Model Law 1)	MPCB01	2	1年次	後期	杉浦 淳(スギウラ ジュン)

授業のねらい概要	<p>1. 特許法について、実務家として権利取得に際して必要不可欠な知識である特許法等の関連法規とその運用を詳細に学ぶ。</p> <p>2. 本講義では、特許法における特許出願から特許査定/拒絶査定に至る特許取得手続きを講義の対象とする。</p> <p>3. 講義方法は、審査基準の解説をしつつ、それに関連する事例を取り上げ、基準のあてはめ及びそこから発生する法律上、運用上の問題点を議論する。</p>
----------	---

回数	テーマ	授業の内容・教育方法	予習/復習
第1回	審査手続き(1)	特許取得に向けた審査手続きの概要	講義前に教科書として用いる「特許・実用新案 審査基準」の本講義に該当する箇所を予習しておくこと。 講義後は、審査基準の説明を再読して理解の定着を図ると共に、掲載されている事例を読んで理解を深めること。 予習・復習、復習課題からなる4時間の授業外学習を行うこと。
第2回	記載要件(1)	クレームの位置づけ 特許請求の範囲の記載要件	講義前に教科書として用いる「特許・実用新案 審査基準」の本講義に該当する箇所を予習しておくこと。 講義後は、審査基準の説明を再読して理解の定着を図ると共に、掲載されている事例を読んで理解を深めること。 予習・復習、復習課題からなる4時間の授業外学習を行うこと。
第3回	記載要件(2)	発明の詳細な説明の記載要件	講義前に教科書として用いる「特許・実用新案 審査基準」の本講義に該当する箇所を予習しておくこと。 講義後は、審査基準の説明を再読して理解の定着を図ると共に、掲載されている事例を読んで理解を深めること。 予習・復習、復習課題からなる4時間の授業外学習を行うこと。
第4回	記載要件(3)	先行技術開示義務 記載要件に関する事例	講義前に教科書として用いる「特許・実用新案 審査基準」の本講義に該当する箇所を予習しておくこと。 講義後は、審査基準の説明を再読して理解の定着を図ると共に、掲載されている事例を読んで理解を深めること。 予習・復習、復習課題からなる4時間の授業外学習を行うこと。
第5回	発明の成立要件・産業上の利用可能性	コンピュータソフトウェアを含めた発明の成立性、医療行為等を含めた産業上の利用可能性	講義前に教科書として用いる「特許・実用新案 審査基準」の本講義に該当する箇所を予習しておくこと。 講義後は、審査基準の説明を再読して理解の定着を図ると共に、掲載されている事例を読んで理解を深めること。 予習・復習、復習課題からなる4時間の授業外学習を行うこと。
第6回	発明の新規性・進歩性(1)	発明の認定	講義前に教科書として用いる「特許・実用新案 審査基準」の本講義に該当する箇所を予習しておくこと。 講義後は、審査基準の説明を再読して理解の定着を図ると共に、掲載されている事例を読んで理解を深めること。 予習・復習、復習課題からなる4時間の授業外学習を行うこと。
第7回	発明の新規性・進歩性(2)	進歩性の判断手法	講義前に教科書として用いる「特許・実用新案 審査基準」の本講義に該当する箇所を予習しておくこと。 講義後は、審査基準の説明を再読して理解の定着を図ると共に、掲載されている事例を読んで理解を深めること。 予習・復習、復習課題からなる4時間の授業外学習を行うこと。
第8回	発明の新規性・進歩性(3)	進歩性に関する事例	講義前に教科書として用いる「特許・実用新案 審査基準」の本講義に該当する箇所を予習しておくこと。 講義後は、審査基準の説明を再読して理解の定着を図ると共に、掲載されている事例を読んで理解を深めること。 予習・復習、復習課題からなる4時間の授業外学習を行うこと。
第9回	出願の単一性	単一の一般的発明概念、特別な技術的特徴	講義前に教科書として用いる「特許・実用新案 審査基準」の本講義に該当する箇所を予習しておくこと。 講義後は、審査基準の説明を再読して理解の定着を図ると共に、掲載されている事例を読んで理解を深めること。 予習・復習、復習課題からなる4時間の授業外学習を行うこと。
第10回	明細書等の補正(1)	新規事項の追加禁止、シフト補正の禁止、	講義前に教科書として用いる「特許・実用新案 審査基準」の本講義に該当する箇所を予習しておくこと。 講義後は、審査基準の説明を再読して理解の定着を図ると共に、掲載されている事例を読んで理解を深めること。 予習・復習、復習課題からなる4時間の授業外学習を行うこと。
第11回	明細書等の補正(2)	最後の拒絶理由通知に対する補正の制限	講義前に教科書として用いる「特許・実用新案 審査基準」の本講義に該当する箇所を予習しておくこと。 講義後は、審査基準の説明を再読して理解の定着を図ると共に、掲載されている事例を読んで理解を深めること。 予習・復習、復習課題からなる4時間の授業外学習を行うこと。
第12回	明細書等の補正(3)	補正の要件に関する事例	講義前に教科書として用いる「特許・実用新案 審査基準」の本講義に該当する箇所を予習しておくこと。 講義後は、審査基準の説明を再読して理解の定着を図ると共に、掲載されている事例を読んで理解を深めること。 予習・復習、復習課題からなる4時間の授業外学習を行うこと。
第13回	優先権	優先権に関する事例	講義前に教科書として用いる「特許・実用新案 審査基準」の本講義に該当する箇所を予習しておくこと。 講義後は、審査基準の説明を再読して理解の定着を図ると共に、掲載されている事例を読んで理解を深めること。 予習・復習、復習課題からなる4時間の授業外学習を行うこと。
第14回	分割出願	分割要件	講義前に教科書として用いる「特許・実用新案 審査基準」の本講義に該当する箇所を予習しておくこと。 講義後は、審査基準の説明を再読して理解の定着を図ると共に、掲載されている事例を読んで理解を深めること。 予習・復習、復習課題からなる4時間の授業外学習を行うこと。
第15回	まとめ	各要件を組み合わせた事例の検証	講義前に教科書として用いる「特許・実用新案 審査基準」の本講義に該当する箇所を予習しておくこと。 講義後は、審査基準の説明を再読して理解の定着を図ると共に、掲載されている事例を読んで理解を深めること。 予習・復習、復習課題からなる4時間の授業外学習を行うこと。

到達目標	<p>(1) 審査基準の適用の基本的な考え方を修得する(ミニマム・リクアイアメント)。</p> <p>(2) 審査の段階に応じた手続き及び応答手段を理解する。</p> <p>(3) 記載要件、進歩性、補正等の各手続きにおける具体的事例への基準のあてはめができる。</p> <p>(4) 各要件を総合的に組み合わせた事例についての基本的な判断ができる。</p>
評価方法	復習課題10%、期末レポート90%
成績評価基準	<p>到達目標(1)は、必ず修得すべき内容である。これらを修得していない場合には、不合格とする。</p> <p>具体的な評価基準は次のとおり、%の数値は、到達目標の達成度を上記評価方法により評価した結果である。</p> <p>A:到達目標(1)を達成した上、到達目標(2)~(4)をも総合して到達目標の90%以上を達成できている。</p> <p>B:到達目標(1)を達成した上、到達目標(2)~(4)をも総合して到達目標の80%以上90%未満を達成できている。</p> <p>C:到達目標(1)を達成した上、到達目標(2)~(4)をも総合して到達目標の70%以上80%未満を達成できている。</p> <p>D:到達目標(1)を達成した上、到達目標(2)~(4)をも総合して到達目標の60%以上70%未満を達成できている。</p>

教科書	参考書
-----	-----

書名	著者名	出版社名	書名	著者名	出版社名
特許・実用新案 審査基準	特許庁編	特許庁ホームページ	特許審査・審判の法理と課題	竹田 稔 監修	発明協会
特許・実用新案審査ハンドブック	特許庁編	特許庁ホームページ	新・注解特許法 上巻・下巻	中山信弘・小泉直樹編	青林書林

受講心得	<ul style="list-style-type: none"> ●教材を予定している「特許・実用新案 審査基準」は特許庁ホームページからダウンロード可能である。 ●審査基準の説明を熟読すると共にハンドブックに掲載されている事例についても目を通すこと。 ●本科目は録画形式メディア授業に対応しています。 ●提出された課題の中で誤解や不正解の多かった点は授業内で解説するので、理解に努め疑問点を解消すること。
------	---

オフィスアワー	担当する講義・ゼミ等の時間を除き、原則として平日の午後13:30～19:00の時間帯(場所は1号館9階の研究室)
---------	--